

令和 6 年 10 月 1 日

関係 会 員 殿

(一社) 旭川地区トラック協会
ダンプ・重機部会事務局

令和 6 年度年齢構成調査・配車担当者確認及び
「排雪運搬車用ダンプトラック車両の取扱要領」の廃止について

秋涼の候、各位には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当部会の業務運営には特段のご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

配車担当者の確認と年齢調査については道路管理者より質問を受ける場合があります、今後の関係省庁等への要望活動の資料としても使用することから、昨年に引続き回答につきご協力の程宜しくお願いいたします。(回答希望日：10月31日まで)

又、9月5日北海道トラック協会ダンプトラック部会会議において「排雪ダンプトラック車両の取扱要領」が本年より廃止決定(農作物は継続)がされました。引き続き保安基準を遵守された上で排雪ダンプの運用をお願い申し上げます。

－ 記 －

1. 事業者名 _____

2. 配車担当者

役職	氏名	電話番号	FAX番号

3. 10月1日現在雇用されている運転者(通年雇用、季節雇用全てについて)

ダンプ車両と重機輸送車両を兼務されている運転者は、運転業務比率の高い方へ入れて下さい。

種\年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
ダンプ車両運転者数						
重機車両運転者数						

4. 回答先

《WEB回答：ホームページ又はQRより》

北海道トラック協会 HP⇒各
地区トラック協会について⇒旭川
地区トラック協会⇒お知らせ



《FAX回答》

旭川地区トラック協会ダンプ重機部会事務局
FAX 0166-47-5079

<令和5年度調査結果>

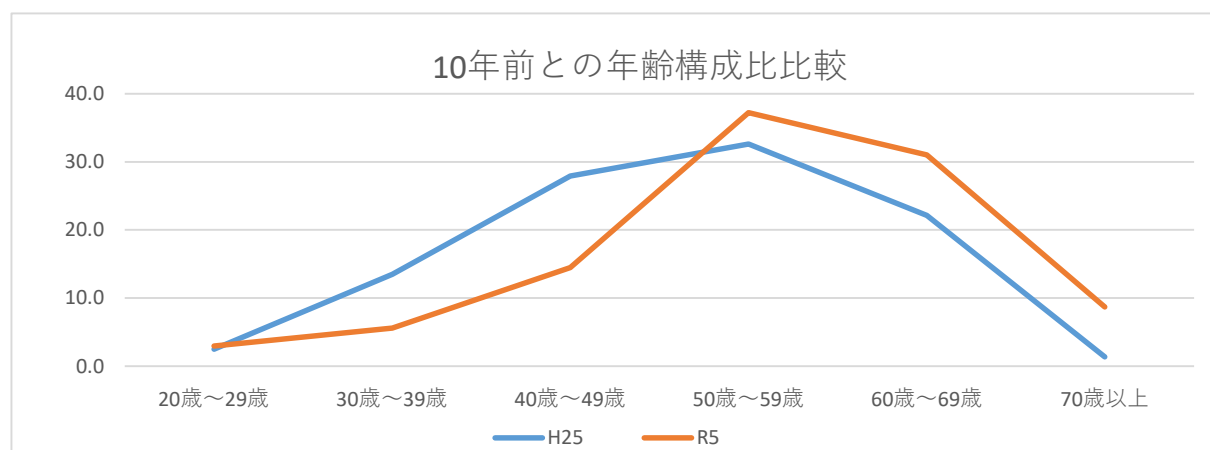
ダンプトラック運転手の年齢構成比比較(平成25年と令和5年)

平成25年

	旭川	士別	富良野	名寄	留萌	稚内	南宗谷	深川	合計 加重平均
回答運転者数	378	108	177	114	169	211	78	116	1,351
平均年齢	51.0	49.7	49.6	48.5	51.5	50.2	50.1	52.3	50.5
年齢構成(人数)									割合(%)
20歳～29歳	8	2	2	4	4	6	5	3	2.5
30歳～39歳	55	13	30	17	14	37	8	8	13.5
40歳～49歳	89	40	57	42	50	49	23	27	27.9
50歳～59歳	121	32	55	29	59	75	25	45	32.6
60歳～69歳	102	21	31	19	39	39	16	31	22.1
70歳以上	3	0	2	3	3	5	1	2	1.4
合計	378	108	177	114	169	211	78	116	100

令和5年

	旭川	士別	富良野	名寄	留萌	稚内	南宗谷	深川	合計 加重平均
回答運転者数	200	44	106	101	111	158	59	43	822
平均年齢	57.1	55.3	55.6	56.2	56.7	53.6	55.3	56.6	55.8
年齢構成(人数)									割合(%)
20歳～29歳	4	1	1	5	1	9	3	1	3.0
30歳～39歳	9	4	3	3	5	15	4	3	5.6
40歳～49歳	27	6	20	9	14	28	10	5	14.5
50歳～59歳	68	14	51	45	43	51	19	15	37.2
60歳～69歳	69	15	29	33	33	42	20	14	31.0
70歳以上	23	4	2	6	15	13	3	5	8.7
合計	200	44	106	101	111	158	59	43	100



「排雪運搬車用ダンプトラック車両の取扱要領」の廃止について

先述の通り9月5日北海道トラック協会ダンプトラック部会会議において「排雪ダンプトラック車両の取扱要領」が本年より廃止決定がされました。これにより、排雪運搬車両届出書の提出や写真の貼付、ステッカーの表示は不要となります。

農作物輸送に係る側板の取付に関する取扱要領は引き続き継続されますので、旭川管内で対象となる品目(馬鈴薯・スイートコーン・ビート・堆肥・牧草)にて、側板を取付けた状態で輸送される場合は確実に申請をして頂くようお願いいたします。

排雪運搬車用ダンプトラック車両の取扱要領につきましては、部会の会議においても議題なることが多く、従前より簡略化や廃止等の意見が多くありました。関係官庁への要望事項の1部として進めて参りましたが、要望活動に参加頂いた部会長及び副部会長、並びにご協力頂いたダンプ部会会員様に対しましては廃止の通知と共に感謝申し上げます。

《排雪運搬車用ダンプトラック車両の取扱要領の廃止となった理由》

- ・発注者側(北海道開発局、北海道、市等)の排雪運搬に係る仕様書に側板の高さについて明記がされている
- ・発注者側において、側板の高さを遵守させるための監視体制が整っている
- ・監督官庁(北海道運輸局)において、発注官庁が主体的に側板の管理が行われるのであれば、排雪運搬を行う場合に側板を装着した状態でも保安基準に適合するとみなす

以下、届出書・写真貼付・ステッカーの表示は不要となります。

引き続き保安基準を遵守された上で、排雪ダンプ車両の運用をお願いします。

